

1 平成25年第3回越知町議会臨時会 会議録

平成25年8月7日 越知町議会（臨時会）を越知町役場議場に招集された。

1. 開 議 日 平成25年8月7日（水）

2. 出席議員 （11人）

1番 市原 静子 2番 高橋 丈一 3番 武智 龍 4番 斎藤 政広 5番 岡林 学 6番 片岡 久一郎
7番 西川 晃 8番 岡林 幸政 9番 欠 員 10番 山橋 正男 11番 片岡 清則 12番 寺村 晃幸

3. 欠席議員 なし

4. 事務局職員出席者

事務局長 田村 昌道 書記 高橋 佳代

5. 説明のため出席した者

町 長 吉岡 珍正 副町長 岡 義雄 教育次長 高橋 昌彦 総務課長 片岡 雅雄

6. 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 議案第47号 工事請負変更契約の締結について

開 会 午前 8時55分

議 長（岡 林 幸 政 君）おはようございます。本日は臨時会の応召ご苦労さまです。開会に先立ち、山中教育長から欠席の通知があっております。

次に、皆さんご存じのとおり、去る6月25日に藤原俊夫議員がご逝去されました。ここに心よりご冥福をお祈りし、ご起立の上、黙とうをお願いしたいと思います。全員ご起立願います。黙とう。

《黙とう》

おなおりください。ご着席願います。なお、藤原俊夫議員への追悼の言葉は、9月定例会で行うことといたしますので、ご了承願います。

本日の出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただ今から平成25年第3回越知町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

議 長（岡 林 幸 政 君）日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議規則第119条の規定により、2番、高橋丈一議員と、12番、寺村晃幸議員を指名します。

会 期 の 決 定

議 長（岡 林 幸 政 君）日程第2 会期の決定の件を議題とします。本臨時会の会期を、本日1日とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）。異議なしと認めます。本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

諸 般 の 報 告

議 長（岡 林 幸 政 君）日程第3 諸般の報告を行います。

6月定例会で議決しました意見書2件は、6月18日付けで内閣総理大臣ほか関係機関に提出をいたしました。

6月28日には、高知共済会館で町村議会議長会臨時総会が開かれ、会長に田野町の村田秀作議長が選任され、副会長には大豊町の都築正光議長と四万十町の宮地章一議長が選任されました。

7月11日には、新潟県聖籠町議会の議会広報委員等8名が視察に見えられました。

7月24日には、地域交通調査特別委員会が、いの町と大豊町を訪問し、デマンド型タクシー導入などの取り組みを伺いました。

7月25日には、県民文化ホールでの市町村議会議員研修会が開かれ、群馬大学教授の片田敏孝氏から津波防災に関する講演を拝聴しました。

最後に7月29日、30日に東京の砂防会館で開かれた議会広報研修会の報告書が議会広報常任委員長から提出されていますので、その写しをお配りしております。

以上で諸般の報告を終わります。

議案の上程および提案理由の説明

議長（岡林幸政君）日程第4 議案第47号 工事請負変更契約の締結についてを議題とします。執行者から、提案理由の説明を求めます。町長、吉岡珍正君。

町長（吉岡珍正君）おはようございます。本日の臨時議会に提案をさせていただきました付議事件は、議案が1件となっております。

議案第47号 工事請負変更契約の締結につきましては、先に締結しておりました越知中屋内運動場・プール改築工事の請負契約に関しまして契約額を1,498万7,700円増額し、変更後契約額6億1,824万6,300円といたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、担当次長から説明をさしますのでよろしくお願いを申し上げます。

議長（岡林幸政君）続いて、補足説明は休憩で行います。休憩します。

休 憩 午前 9時00分

再 開 午前 9時04分

議長（岡林幸政君）再開します。以上で提案理由の説明を終わります。

議案質疑

議長（岡林幸政君）議案質疑に入ります。質疑はありますか。11番、片岡清則議員。

11番（片岡清則君）この土は、赤土の真砂土言うたかよ。その入れる土じゃけんど、どっかから持ってきて入れるのかどうか。それと、構造物などはどういような状態になるのか、もう少し詳しく説明願いたい。

議長（岡林幸政君）高橋教育次長。

教育次長（高橋昌彦君）片岡議員にお答えいたします。議員がおっしゃるように赤土の真砂土ということで、高知県内の土を入れるようにしております。構造物についてはグラウンド整備ということでありまして、特に入れるような計画はございません。以上でございます。

議長（岡林幸政君）他にありませんか。3番、武智龍議員。

3番（武智龍君）アパートのある下のグレーで斜線をやってるところのアパートとの境のところ、ちょっと最近現場へ行っておりませんが、ここにはフェンスがなかったと思うんですが、ここの処理はしなくていいんですかね。後からもう今回の工事はこれで終わりですか。後から追加がまだある予定ですか。

議長（岡林幸政君）高橋教育次長。

教育次長（高橋昌彦君）武智議員にお答えします。この部分につきましてはフェンスを設置する予定です。これ以上の追加はございません。

議長（岡林幸政君）はい、12番、寺村晃幸議員。

12番（寺村晃幸君）ちょっとお伺いします。説明の時にどういった理由でこの土を入れかえるかという説明がなかったように思うんですが、どうい理由からこの土を入れかえるのか、そこの辺の説明をお願いいたします。

議長（岡林幸政君）高橋教育次長。

教育次長（高橋昌彦君）寺村議員にお答えいたします。このグラウンド整備につきましては、非常に去年の工事開始時から、雨が降ると軟弱で車も入れないというような状況でございましたので、表層部を改良して新たに真砂土を入れてグラウンド整備するというものでございます。

議 長（岡 林 幸 政 君）他にありませんか。11番、片岡清則議員。

11番（片岡清則君）この道路側の幅員、現状はあまり広い道ではないわけじゃが、グラウンドの方へ取り込んで道路が拡張できるのかということと、一時仮置き場の土地ですが、川の反対側で林屋敷団地の方へ上がる道のような説明でしたが、反対側から上がるということになるのか、説明を願います。

議 長（岡 林 幸 政 君）高橋教育次長。

教育次長（高橋昌彦君）片岡議員にお答えいたします。この図面の先ほど私が補足説明をいたしました一時仮置き土場の改良なしという部分につきまして、3区の林団地住宅の道路となるということをお伺いしておりますので、この部分につきましては表層改良を行わないというものでございます。今現在の道につきましては、一番右側の部分に道路がついてるんですけども、大型のダンプ等が入るということで、この補助グラウンドの一部を道路にするということをお伺いしております。

議 長（岡 林 幸 政 君）休憩します。

休 憩 午前 9時09分

再 開 午前 9時10分

議 長（岡 林 幸 政 君）再開します。他にありませんか。3番、武智龍議員。

3番（武智龍君）私がさっき質問した今回のフェンスの取りかえの追加のが入っていないからアパートの方がやるのかよと。最初の既存の予算でやるということですか。これでもう終わりやね、工事は終わり。

議 長（岡 林 幸 政 君）高橋教育次長。

教育次長（高橋昌彦君）当初からフェンスがございましたので、復旧をさせるという計画になっております。

議 長（岡 林 幸 政 君）3番、武智龍議員。

3番（武智龍君）一切これで完了かよと工事は。

議 長（岡 林 幸 政 君）高橋教育次長。

教育次長（高橋 昌彦 君）武智議員にお答えいたします。今回の追加工事でこの越知中学校屋内運動場・プール改築工事に係る工事につきましては全て終了となります。

議 長（岡 林 幸 政 君）他にありませんか。休憩します。

休 憩 午前 9時11分

再 開 午前 9時11分

議 長（岡 林 幸 政 君）正常にします。11番、片岡清則議員。

11番（片 岡 清 則 君）入れかえ土のどっから持ってきて、どれだけの立米数、1立米に対して搬入費用と、仕上げをするのにどれ位金がかかって、やった後はおそらく完全なものになるであろうが、先ほども寺村議員が言ったように、かなり軟弱な所で、やったもののまた土が入れ土が悪かったというようなことでは、後々問題も起こると思うので詳しく説明を願いたいと思います。

議 長（岡 林 幸 政 君）休憩します。

休 憩 午前 9時12分

再 開 午前 9時17分

議 長（岡 林 幸 政 君）再開します。高橋教育次長。

教育次長（高橋 昌彦 君）片岡議員にお答えいたします。大変申し訳ございません。先ほど県内と言いましたが、訂正をさせていただきます。ここから搬入の方が近いということで愛媛県の宇和島市の土をもってくるというふうになっております。立米数ですけれども678.8立米で単価が9,500円となっております。表層改良等につきましては、グラウンドの部分が193万8,468円、それからグラウンドの残土を処理する、いわゆる表層部分をのける部分について348万988円となっております。その他に埋め戻し等がありまして、150万7,492円となっております。主な追加分については以上でございます。

議 長（岡 林 幸 政 君） 1 1 番の片岡清則議員の質問に答弁をしたわけですが、いいですか、今の答弁で。

1 1 番（片 岡 清 則 君） 数字が全く違うと思うが。

議 長（岡 林 幸 政 君） 片岡清則議員、答弁が僕は納得したかねって言いゆけ、納得してなかったらしてないと言うてくれたらいいですき。

1 1 番（片 岡 清 則 君） してないです。

議 長（岡 林 幸 政 君） はい、分かりました。高橋教育次長、納得してないそうですので。（「単価と立米数とがぜんぜん違うじゃいか。」の声）高橋教育次長。

教育次長（高橋 昌彦 君） 真砂土の部分の単価が9, 500円で、合計の金額は644万8, 600円になります。これが材料費です。その他に、グラウンドの残土の分を処理をする分が申し訳ありません。ちょっと計算機がありませんので個々に言います。

埋め戻しの部分が150万7, 492円。それから土を運搬する部分が348万988円。それから表層の地盤改良部分があります。グラウンドの工事ヤード部分ですけれども、その部分が、立米数で1, 031. 1立米で立米当たりの単価が1, 880円で合計の金額が193万8, 468円となっております。その他にフェンス部分の金額が87万1, 728円で、その他に減額した部分等がありまして、それを相殺しまして今回計上させていただいた金額となっております。セメントの固形剤の変更をしております、その部分が、607万2千円となっております。これは材料費としまして460トンほどの固形剤を使っているということになります。以上でございます。

議 長（岡 林 幸 政 君） 私の方からここで町長にちょっと注意しておきたいです。この臨時議会を開いて1, 500万ぐらいのお金を増額する場合に、どうしてこれの分がいるというのを文書で出さないのですか、町長。出せるでしょう、これ、秘密事項でも何でもないでしょう。今説明した数字を、ただ説明しただけやのうて、議員にお配り願いたいということなんです。そうしたらもっと皆さん方分かりやすいけれど、ここでこの地図1枚を出されたり、あんなに言われただけではね、みんな納得せんと思うんですわ。だから。吉岡町長。

町 長（吉 岡 珍 正 君） 私たちは、これはルールでこういう報告出すわけです。そのことにつきましては教育次長の方からですね、詳しく説明をして理解をしてもらおうと、これが原則でありますので、今回の場合その説明が非常にまずいということです。それだけのことでありますので、徹底のゆくまで質問をしていただいて明快に答えていただく、どっから来た土というの知らんじやいうことは話にならん、それは。

議 長（岡 林 幸 政 君） 4 番、斎藤政広議員。

4 番（斎 藤 政 広 君） PCフェンスの取りかえですけど、南側のフェンスは元々あったので最初の本体工事に入っておるから復元をすると。この東側

の今回取りかえるところは元々フェンスがなかったんですか。

議長（岡林幸政君）高橋教育次長。

教育次長（高橋昌彦君）ありました。ありましたけれども、この東側部分については出入り口をこしらえるということで、一部取り除き等がありましたので、当初29.6メートルを取りかえるということになっておりましたけれども、先ほどの説明の中で3区の住宅の部分で、この図面でいきますと、現地に小さな橋がかかっているんですけども、その小さな橋から北側の部分については、また新しくなるということで東側部分について取りかえを行うということで追加をしたものでございます。南側の部分については当初ありましてので、復旧させるということで、アパート側部分については復旧ということで当初から入っております、以上です。

議長（岡林幸政君）4番、斎藤政広議員。

4番（斎藤政広君）東側は、復旧じゃないが。

議長（岡林幸政君）高橋教育次長。

教育次長（高橋昌彦君）東側については取りかえをするということでございます。

議長（岡林幸政君）4番、斎藤政広議員。

4番（斎藤政広君）最初の設計図がどんなになっちゃったか詳しく覚えておりませんので、このフェンスのことまでは注意はしておりませんでしたけれども、ということは最初から本体工事の中にはこのフェンスはなくて、もう最初からこういう追加補正でやる計画で最初から進んだわけですか。

議長（岡林幸政君）高橋教育次長。

教育次長（高橋昌彦君）本体工事の外構部分につきましては、先ほど言いました29.6メートルという部分については取りかえを行うということで当初の設計図の方にも入っておりました。今回新たに取換えをさせていただく部分につきましては、72メートルという部分を取換えさせていただくということで、本体工事部分には入っておりませんでした。

議長（岡林幸政君）4番、斎藤政広議員。

4番（斎藤政広君）質問しゆうことと答えがかみ合っておりませんが、要するに追加補正で最初からするように計画をしておったかどうかを聞いてるんです。

議長（岡林幸政君）高橋教育次長。

教育次長（高橋昌彦君）申し訳ございません。追加の方で行うという計画で実施してありました。

議長（岡林幸政君）4番、斎藤政広議員。

4番（斎藤政広君）こういう工事をする時に大体いくらお金がいるか、その総額の中で最初計画をすると思うんですよね。この部分は今回工事請負契約で契約をしますよと。けれどもこの部分は工事が終わってから新たに契約をしてやりますよと。そういう場合に、その同一業者にそのままばんとやるのか、別の工事やからもう一度その分は入札をし直してやるのか、方法はいろいろあると思います。けれども、もう最初から後の工事やから今やりゆう業者にそのまま追加をさしてやる。こういうやり方でよろしいんでしょうかね。

議長（岡林幸政君）吉岡町長、答弁。

町長（吉岡珍正君）最初のはしに屋内体育館・プールをやるという当初の計画でありまして、その後この東側の問題につきましては、多少明確でない部分があったのは事実であります。だからこれを一緒にやって同じ業者でやるか、あるいは、別の業者でこれだけやるかということにつきましては、ちょっと答えづらい問題がありますね、どのように答えていいのか。過去においては、多分同じ業者がやった例もあっただろうと思います。しかし、別に新たな業者でここだけはやるという方法もあるかも分かりません。どちらが正しいかと言われますとちょっと難しい問題になると正直には思います。

議長（岡林幸政君）4番、斎藤政広議員。

4番（斎藤政広君）それはどちらでも、それは執行者の考えですので、どちらがえいとか悪いとかいうことではないとは思いますが、本来この工事をするに必要な部分は当初予算へ計上すべきだと思います。当初予算というか最初の工事費の中へね。例えば国費の対象になろうがなるまいがそれ関係なしに、この分は国費対象だよと、この部分は単独でやるんだよという、当然最後には仕上げないかん部分ですので、一部分は既存の予算の中でちゃんと復元できるようになってるけど一部分は復元ができないから追加をする。本来、工事請負は何もなければこういう変更契約はなくて済むわけですよ。道路工事の後で地盤が測量した時点からいうと大幅に内容が変わって、どうしてもそれをしないと物が仕上がらないというふうな場合に追加をするわけですよ。このピンク色の土地についても最初から軟弱で土の入れかえはせないかんねという話がずっと出て、土の入れかえは確かしますということで、これもスタートしちよったと思うんですよ。それが最初の工事費の契約には入ってなくてこの部分が追加になったということは、一部掘り返して下を固め直しましたのでね。最初から言うとも内容が変わったのでそれはいたし方ないかもしれません

けれども、まあ小さなことですが、そういうことで何とか最終的につじつま合わせて納得してもらえたらいい、みたいな考えではないと思います。ないとは思いますが、ルールはルールできちんとしてやっていただきたいというふうに思います。

議長（岡林幸政君）吉岡町長。

町長（吉岡珍正君）斎藤議員の言うのは、ごもっともだと基本的に思います。思います。ただ今回先ほどちらっと触れました3区の住宅問題、住宅の工事の関係等もございまして、フェンスの部分が相当この体育館、今あるフェンスはグラウンドに補助グラウンドにひっついてあるわけですが、このフェンス等全部撤去してしまわないといけない。ちょうどグラウンドの整備をしゅう時と合わせてというところが多分教育委員会の方ではあったのではないかと思います。

議長（岡林幸政君）斎藤議員、今の答弁、納得しました。

4番（斎藤政広君）納得はせんけど、もう構いません。次からちゃんとしてもらうたら。

議長（岡林幸政君）他にありませんか。3番、武智龍議員。

3番（武智龍君）2点ですが、先ほどは次長の答弁ではサラサラと言われたので、ちょっと聞き洩らしたかもしれませんが、この土は国庫補助対象じゃないのというような話やったのですが、予算というのは元々取っちゃったわけですかね。今回の予算の関係追加出てないですよ、既存の予算の中にその工事の対象外の分が賄えるということですか。

議長（岡林幸政君）高橋教育次長。

教育次長（高橋昌彦君）武智議員にお答えいたします。予算につきましては24年度でこの斎藤議員も言ったんですけども、表層改良については必ず行わないといけないということで、見込んだ分を取っておりますので、今回につきましては予算は計上しておりません。

議長（岡林幸政君）3番、武智龍議員。

3番（武智龍君）今回のこの工事の名称は、屋内運動場とプールということやったのですが、このグラウンドも含め、それから今のフェンスにするところ外構も、この補助グラウンド一体を整備という格好に結果的にはなってきたんですが、最近の世相から非常に物騒な世の中になっていますが、後の供用開始になってからの不審者侵入というようなことも考えての安全確保というのは、このフェンス今のところやっただけで十分ということですか。道路側とかまだ後でここもやらないかんあそこもやらないかんということはないですか。もう1回聞きます。

議長（岡林幸政君）高橋教育次長。

教育次長（高橋 昌彦 君）建物につきましては、この補助グラウンドの部分につきましては、教員の駐車場と、それから一部雨天練習場等を見込んでおります。ですので、プール及び体育館につきましては、この地上階で施錠もでき管理もできるというふうになっておりますので、フェンスにつきましては、この今計画しておる部分で大丈夫だと思います。

議 長（岡 林 幸 政 君）3番、武智龍議員。

3 番（武 智 龍 君）もうちょっと説明をちゃんとしてもらいたい。例えば施錠はできる、最後の人が先生が車を出した時に施錠はできて後は学校の関係者以外は入れないようにぐらいのことはできますかという、質問もほんなら不親切やったかもしれんですが、そういうふういきちっと今回この際はした方が私はいいいんじゃないかと思いますが、そういうことまでは考えてないのか、するのかどっちですか。

議 長（岡 林 幸 政 君）高橋教育次長。

教育次長（高橋 昌彦 君）お答えいたします。申し訳ございません。図面で説明させていただきますが、左側の部分、今現在あります道路部分とそれから水色に塗っております、これ建物全部ではないですけれども、ずっと四角になるんですけれども、この部分の間の部分についてはフェンスは入れません。いわゆる道路側の部分については建物と区別をいたしませんので、この下の部分だけ施錠しても、この補助グラウンドについての侵入者を防げないという構造になっております。

先ほど私が言いましたのは、このプール、屋内運動場の施錠のことでございますので、下の補助グラウンドにつきましては、入口が2カ所になるということになります。なお、今まで旧の補助グラウンドにつきましては、仁淀川橋の方から車を入れてたんですけれども、このピンク色の部分を補助グラウンドで使うということで、教員の方の車の侵入につきましては、建物のブルーの部分の一番右下の部分から侵入していただくような計画となっております。

議 長（岡 林 幸 政 君）武智龍議員、納得しました。3番、武智龍議員。

3 番（武 智 龍 君）この左側の南北の道路側にはもうフェンスはないので出入りは自由と、補助グラウンドへは出入りは自由ということですよ。左上の既存の入口はもう閉鎖をして右側からしか入れんと。これは搬入口とは書いてますが、進入口じゃなしに搬入口ってなってますが、ここだけは開けておくんですか。

議 長（岡 林 幸 政 君）高橋教育次長。

教育次長（高橋 昌彦 君）ここはつぶす予定はございません。旧の場合ここから車が侵入しておりましたけれども、車の進入についてはここからしないと

いう計画にしております。

議長（岡林幸政君）他に質疑はありませんか。11番、片岡清則議員。

11番（片岡清則君）今の説明で、これは土だけを入れかえになるのか、この赤い部分というのは、粉のセメントを入れて、下の部分のやおい部分を直したというように思いますが、全体として土だけで事が足りるのかどうか。工事をしてみりゃあ底がやおいけ、また粉のセメントの材料を入れて底固めをせんと、グラウンドとして使えんというような内容は全く心配にようばんのかどうか、このことをお聞きします。

議長（岡林幸政君）高橋教育次長。

教育次長（高橋昌彦君）お答えいたします。補足説明の中でも言いましたけれども、ピンク色の部分の左側の工事ヤード表層改良、それから右側の一時仮置き土場表層改良ということで合計の面積が2,062.2平方メートルで厚さが50センチの表層改良、先ほどセメントを入れてということですけども、セメント系の固形剤を入れまして、改良いたします。

議長（岡林幸政君）11番、片岡清則議員。

11番（片岡清則君）セメント系の固形剤というのは何になるが。前に改良工事をする時にも、セメントなんかについては町内にも業者がおるが、現在工事をしておる開洋は、よそから取って工事に使うたということで、町内の業者が言うのに町内業者の工事にちょっとでも参入ができるような形というのは考えてもらいたかったということを特に聞いたわけじゃが、そこの辺について、今後そういう固形剤というのが、粉という言い方になるのかどうか分らんが、町長にこのことは聞いておきたいと思います。町内業者の参入ということも考えておるのかどうかです。

議長（岡林幸政君）整理をします。片岡議員が今言うたのは、固形の部分と生コンの部分とのこの2つの質問ですか。はい、高橋教育次長。

教育次長（高橋昌彦君）第1回目の変更の時の専決処分させていただいた時にも12月議会の方でお答えをしたと思いますけれども、セメントの部分につきましては、請負契約をしておりますので、開洋さんの方になるべく地元で使えるものは使ってくれという指導はしておりますけれども、これはやはり企業でございますので、受けた以上はそれ以上のことは私どもの方から言えません。それと、セメント系の固形剤につきましては、セメントではないですので、開洋さんの方にお任せをしているということで、町内からは取ってないと思われま。以上です。

議長（岡林幸政君）11番、片岡清則議員。

11番（片岡清則君）固形という意味を言うて、分らんが、わしらあには。

議長（岡林幸政君）高橋教育次長。

教育次長（高橋 昌彦 君）この表層の部分50センチの厚さに対しまして土へ混ぜて土を固めるというものでございます。

議 長（岡 林 幸 政 君）はい、11番、片岡清則議員。

11番（片 岡 清 則 君）固形剤というのは土へまいて使うというたら、粉のことじゃろう、セメントの。セメントの粉であるならば町内にもその該当するどこの生コン会社へも粉が入りゆうわけじゃから、その粉と土とを混ぜることによって固形になるわけじゃろう。もう少し詳しく。

議 長（岡 林 幸 政 君）高橋教育次長。

教育次長（高橋 昌彦 君）固形剤もセメントも同じだと思っんですけれども、入札をして企業の方に任せておりますので、企業の方に使用できるものにつきましては、町内業者から調達をしてくれというお願いはしております。ですけれども、町内の方が高くて町外の方が安いということであれば企業の方ですので、儲けが出ないといけないということで、全て町内の方から調達ということにはならないと思います。私どもの方としましては、企業の方に町内で調達できる物があれば調達してくれということで、今回は出てきておりませんが、建具等については、12区の方にあります業者の方にも注文がいつているようです。ですので、企業の方も町内で調達できるものは、努力していただいているものと私どもは考えております。以上です。

議 長（岡 林 幸 政 君）これはこれ以上詰めても片岡議員いかんと思っしますので。その他にはありませんか。（「なし」の声あり）質疑を終結します。

討 論・採 決

議 長（岡 林 幸 政 君）討論を行います。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。

議案第47号 工事請負変更契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手多数でございます。よって、本案は可決されました。

これで本日の日程はすべて終了しました。以上をもちまして、平成25年第3回越知町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 午前 9時46分

上記の会議録の次第は議会事務局職員の記載したもので、その正確であることを証明するためにここに署名する。

越知町議会議長

越知町議会議員

越知町議会議員